

平成24年10月1日施行

# 知立市子ども条例

八橋のかきつばた、知立公園の花しょうぶ、東海道の松並木など多くの名所を有し、歴史と伝統に育まれたまち知立。豊かな文化が息づくこのまちで、子どもたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。

すべての子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在です。子どもの権利が保障されることは、子どもが健やかに育つための条件であり、安心して暮らせる自由で平和な地域や社会の実現にとっての礎です。

子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること、子どもが安心・安全に暮らせること、子どもが個性を大切にされ、学び成長できること、子どもの参加が保障され、子どもの視点を取り入れられることは、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進めることを宣言し、ここに知立市子ども条例を制定します。

こんな思いで  
作りました。  
みんなで  
一緒に考えて  
みませんか！



知立市



# 子どもにとって大切な権利

## 【権利の尊重】

- それぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。
- 子どもは、自分の権利を学び、大切にするとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。
- 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるよう努め、そのために必要な支援を受けることができます。

## 1. 自分らしく生きる権利

- (1) ありのままの自分を受け止めてもらえること。
- (2) 自分の気持ちや考えを持ち、表明すること。
- (3) 自分に関係することを、自分で決めること。
- (4) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (5) 体を休め、自由な時間を持つこと。
- (6) プライバシーや名誉が守られること。

## 2. 安心して生きる権利

- (1) 生命と心身が守られること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) あらゆる暴力を受けず、放置されないこと。
- (8) あらゆる犯罪から心身ともに守られ、被害からの回復への支援を受けられること。
- (9) 安心できる居場所を持つこと。

## 3. 育つ権利

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて豊かな人間性を育む経験が得られること。
- (4) 遊ぶこと。
- (5) 世代、性別、人種、国籍などが異なる様々な人々と触れ合うこと。

## 4. 参加する権利

- (1) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られること。
- (2) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 意思決定の参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重されること。
- (4) 仲間をつくり、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられること。



自分を大切にするのと同じように  
他の人を思いやることも大切だよ。



# 子どもの権利を保障する大人の責務

## 【大人の共通の責務】

- 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、子どもに必要な支援を行わなければなりません。
- 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする気持ちを育み、人や社会との関わりの中で自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。
- 大人は、大人としての自覚を持ち、お互いの連携を大切にしつつ、子どものよき手本となるよう努めなければなりません。
- 大人は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 大人は、あらゆる暴力、被害及び差別から子どもを守らなければなりません。
- 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、意識の高揚に努めなければなりません。

## 保護者の責務



- (1) 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話をすること。
- (3) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

## 地域住民等の責務



- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを尊重し、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (3) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めること。

## 施設関係者の責務



- (1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応ずること。
- (3) 虐待、体罰及びいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、解決に向けて努力すること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

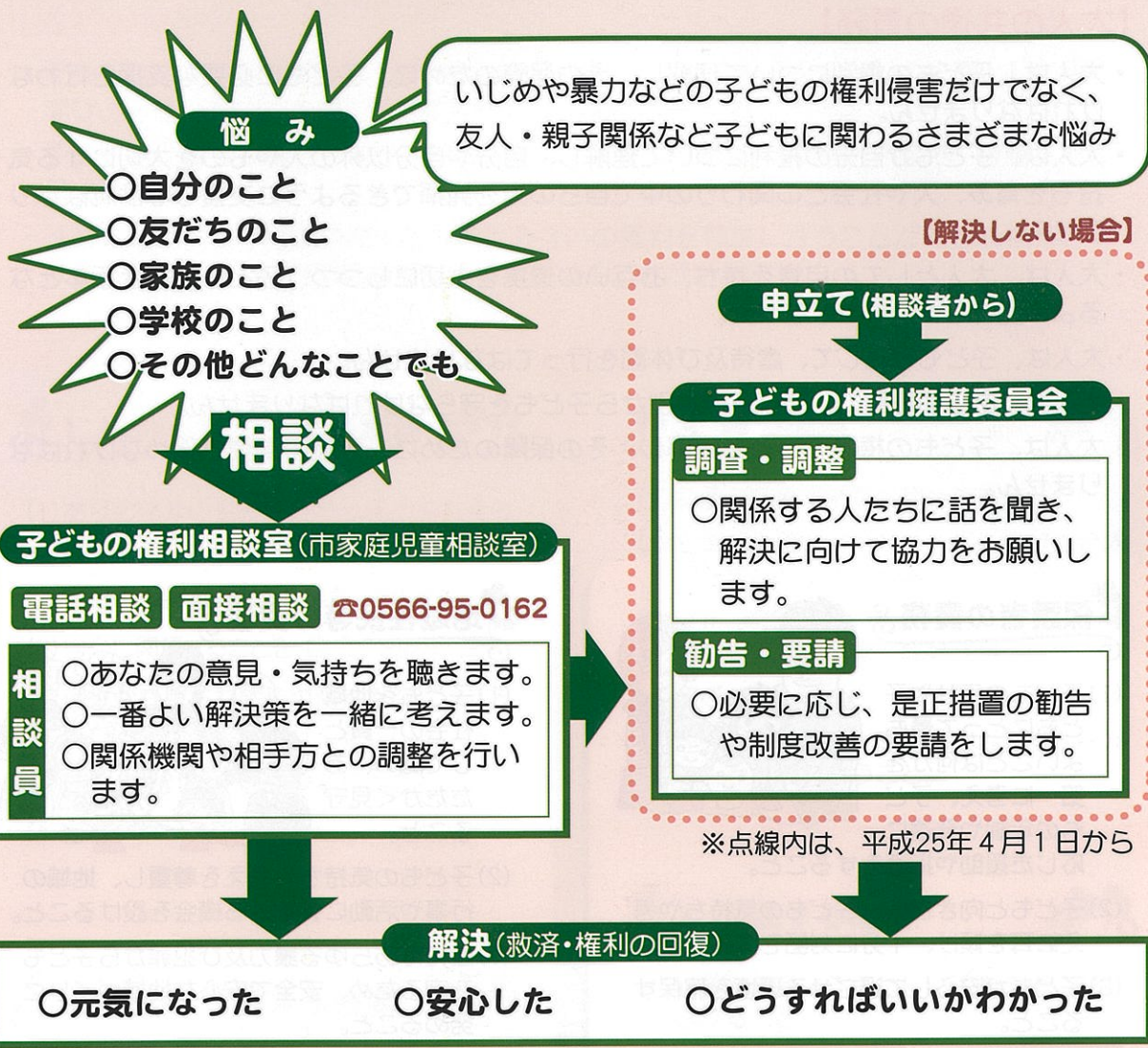
## 市の責務



- (1) 保護者、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施すること。
- (2) 保護者、施設関係者及び地域住民等が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 国や他の公共団体等と協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めること。



# 子どもの権利の侵害に対する救済と回復



## 子どもに関する相談窓口



相談	相談窓口	電話	開設時間等
子どもの権利相談	子どもの権利相談室 (市家庭児童相談室)	0566-95-0162	【月～金】9:00～17:15 (祝日、年末年始以外)
子どもの相談 (子ども専用)	知立市ともだち ホットライン	0120-481872	【月～金】9:00～17:00 (祝日、年末年始以外)
いじめ問題に悩む 子どもや保護者の相談	24時間子供SOSダイヤル (県教育委員会)	0120-078310	【毎日】24時間
教育に関する悩みや 不安についての相談	教育相談「こころの電話」 (県教育・スポーツ振興財団)	052-261-9671	【毎日】10:00～22:00 (年末年始以外)